

ホツマインターナショナルスクール名古屋校 生徒納付金返金規定

令和元年9月1日改定

(目的)

第1条 本規定は、本校の学則で定めたコースの入学及び在学に際し、既に納入された納付金に対して、生徒の退学もしくはやむを得ない事情で入学及び在学の継続ができなかった場合の返金について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定における納付金は次のとおりとする。

- (1) 入学検定料(選考料)
- (2) 入学金
- (3) 授業料
- (4) その他の納付金(教材費・課外活動費等)
- (5) 学生寮寮費(入寮希望者のみ)

(休学)

第3条 校長が休学を許可した者でも、休学は一切返金の理由とはならない。疾病の治療等による止むを得ない休学で、返金に値するか否かは教職員の審議によって判断する。

(退学)

第4条 校長が退学を認めた者に対する返金は次のとおりとする。

- (1) 懲戒処分による退学に対しては原則として納付金の一切を返金しない。
- (2) 生徒本人の都合(病気や怪我を含む)や学生と教職員との合議による自主退学に対しては、その退学期日によって寮費以外の納付金に対し、一定の解約手数料を差し引いて、次のとおり別表1の通り返金する。

(退寮)

第5条 途中退寮に際しては原則として寮費は返還しない。但し、疾病その他のやむを得ない理由による退学の場合に限り、その一部を返還することがある。その場合の返金額は別表1[注2]に定めるとおりとする。

(返金期日他)

第6条 本校の入学許可をもって査証の発給を受けて来日した後、退学した学生に対する返金は、当該学生の帰国が確認された後、1ヶ月以内に海外送金等をもって行うものとする。

第7条 不入国および入学拒否の学生に対する返金は入学許可書の返却と在外公館の査証発給不許可の通知書または査証発給の取消確認資料を学校が確認した後、返金手続きをとり、1ヶ月以内に海外送金等をもって行う。

第8条 別途の査証の発給を受ける必要の無い者で、入学拒否または退学した生徒に対す

る返金は、最終的な入学拒否または退学の日から1ヶ月以内に振込等をもって行う。

第9条 返金は原則として振込で行う。その際、海外送金を含め、全ての手数料は生徒の負担とし、返金金額の中より支出するものとする。また、第6、7、8条で定める返金期限について、振込先が定まらない等、返金の方法に支障があって遅延する場合はその限りとししない。

別表1

	期日項目	手数料項目	手数料率	返金率	必要書類等
固定	解約期日に関わらずに必要な固定手数料	・選考料	100%	0%	
不入学・退学の場合	在外公館により留学の査証が発行されなかったり、不慮の事故等の不可避的な事由で来日が困難になったことによる解約	①入学金	0%	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・返金請求書 [本人直筆] ・在外公館で査証が不発給となった場合は、学校側が返金対象者について「査証が不発給であったことの確認」ができていることが必要
		②授業料	0%	100%	
		③教材・課外活動費	0%	100%	
不入学・退学の場合	当校在籍のために留学の査証発行を受けた者の解約	①入学金	100%	0%	<ul style="list-style-type: none"> ・返金請求書 [本人直筆] ・退学届
		②授業料	20%	5万5千円(1か月当授業料)×未消化納付金月数×80%[注1]	

不入学・退学の場合	当校在籍のために留学の査証発行を受けた者の解約	③教材・課外活動費	20%	[納付金－消化済教材・課外活動費予算額]×80% [但し、教材が既に引き渡されている場合は、教材・課外活動費の中から教材の実費を差し引いてから計算します。]	<ul style="list-style-type: none"> ・返金請求書 [本人直筆] ・在外公館で査証が不発給となった場合は、学校側が返金対象者について「査証が不発給であったことの確認」ができていることが必要
-----------	-------------------------	-----------	-----	---	--

[注1]未消化分納付金とは納付した月間分の授業料から在籍した月間分の授業料を差し引いた分のことである。

[注2]寮費を返還する場合の返金額は授業料の返金額の計算方法に準じて、入寮前は全額、中途退学の場合は次のとおりとする。1か月当寮費×未消化納付金月数×80%

[注3]入寮金については入学金と同じ扱いとする。